

令和 5 年 6 月

第 3 回（定例会）

# 香芝市議会議案

香 芝 市



目 次

報 第 5 号	令和4年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 1 頁
報 第 6 号	令和4年度香芝市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 5 頁
報 第 7 号	令和4年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 7 頁
報 第 8 号	令和4年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 9 頁
報 第 9 号	権利の放棄の専決処分の報告について----- ----- 11 頁
議第27号	香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例を制定することについて----- 13 頁
議第28号	香芝市税条例の一部を改正することについて----- ----- 15 頁
議第29号	香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて----- 19 頁
議第30号	令和5年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について---- ----- 22 頁
議第31号	令和5年度香芝市一般会計補正予算（第3号）について---- ----- 23 頁
議第32号	香芝市庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について----- ----- 24 頁
議第33号	真美ヶ丘保育所長寿命化改修工事請負契約の締結について-- ----- 25 頁
議第34号	財産の取得について----- ----- 26 頁
議第35号	訴えの提起について----- ----- 27 頁

議第 36 号	計画の策定について----- ----- 29 頁
同第 15 号	香芝市監査委員の選任につき同意を求めることについて---- ----- 30 頁
同第 16 号	香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求 めることについて----- 31 頁

報第5号

令和4年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度香芝市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

令和4年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源		
						既収入 特定財源	未収入特定財源					
							国県支出金	地方債	その他			
2 総務費	1 総管理費	4 財産管理費	公有財産維持管理事業	5,300,000	5,300,000	-	-	-	-	5,300,000		
			行政財産管理事務	13,730,000	13,730,000	-	-	9,300,000	-	4,430,000		
			地域公共交通事業	13,419,000	13,419,000	1,400,000	-	11,900,000	-	119,000		
3 民生費	1 福祉費	9 総合福祉センター費	総合福祉センター管理運営事業	8,400,000	8,400,000	8,400,000	-	-	-	-		
			2 児童措置費	民間保育所等保育環境改善事業 (国の補正予算(第二号)分)	1,575,000	1,575,000	-	1,575,000	-	-	-	
				3 児童福祉施設費	保育所運営事業	4,450,000	4,450,000	4,450,000	-	-	-	-
				10 出産・子育て 応援交付金費	妊娠出産包括支援事業 (国の補正予算(第二号)分)	132,920,000	73,577,000	-	61,313,000	-	-	12,264,000
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	妊娠出産包括支援事業 (国の補正予算(第二号)分)	20,390,000	20,390,000	-	17,428,000	-	-	2,962,000		
			6 新型コロナウイルスワクチン接種費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	103,500,000	103,500,000	-	103,500,000	-	-	-	
	2 清掃費	2 塵芥処理費	ごみ収集及び処理事務	27,327,000	27,327,000	2,010,000	-	-	-	25,317,000		
5 農林商工費	1 農業費	5 農地費	ため池防災対策調査計画事業 (国の補正予算(第二号)分)	107,740,000	107,740,000	-	107,740,000	-	-	-		

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
6 土木費	2 道路橋梁費	3 道路新設改良費	道路新設改良事業 (国の補正予算(第二号)分)	18,000,000	14,000,000	—	4,500,000	4,300,000	—	5,200,000
		4 都市計画費	2 都市計画対策費	都市計画関連事務 (国の補正予算(第二号)分)	10,000,000	10,000,000	—	5,000,000	—	—
	バリアフリー推進事業			87,519,000	87,519,000	—	—	65,600,000	—	21,919,000
		6 街路事業費	街路整備事業	187,000,000	187,000,000	—	90,650,000	81,500,000	—	14,850,000
		7 公園費	都市公園維持管理補修事業	7,409,000	7,409,000	7,300,000	—	—	—	109,000
		8 スポーツ公園費	スポーツ公園整備事業 (国の補正予算(第二号)分)	89,000,000	89,000,000	—	44,360,000	40,900,000	—	3,740,000
7 消防費	1 消防費	3 災害対策費	地域防災対策計画関連事業	9,800,000	9,327,000	—	—	—	—	9,327,000
8 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	学校教育活動体制整備事業 (国の補正予算(第二号)分)	13,950,000	13,950,000	—	6,975,000	—	—	6,975,000
			学校施設環境改善事業 (国の補正予算(第二号)分)	156,500,000	154,900,000	—	43,664,000	104,500,000	—	6,736,000
		3 学童保育費	民間学童保育所保育環境改善事業 (国の補正予算(第二号)分)	2,625,000	2,625,000	—	2,625,000	—	—	—
	3 中学校費	1 学校管理費	学校教育活動体制整備事業 (国の補正予算(第二号)分)	7,200,000	7,200,000	—	3,600,000	—	—	3,600,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
			学校施設環境改善事業 (国の補正予算(第二号)分)	64,000,000	64,000,000	—	20,872,000	43,000,000	—	128,000
	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	幼稚園・認定こども園運営事業	2,010,000	2,010,000	2,010,000	—	—	—	—
合 計				1,093,764,000	1,028,348,000	25,570,000	513,802,000	361,000,000	—	127,976,000

報第6号

令和4年度香芝市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の  
報告について

令和4年度香芝市介護保険特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

令和4年度香芝市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源
1 総務費	1 総管理費	1 一般管理費	地域密着型サービス等整備助成事業	93,213,000	93,213,000	-	93,213,000	-	-	-
合 計				93,213,000	93,213,000	-	93,213,000	-	-	-

報第7号

令和4年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度香芝市水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月5日報告

香芝市長 福岡憲宏

令和4年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						分担金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	穴虫4-59号線 他配水管 布設替工事	円 29,000,000	円 0	円 29,000,000	円 12,850,000	円 16,150,000	円 0	円 0	下水道工事の現場引渡し が遅れたことにより水道 工事分の令和4年度竣工 が不可能となったため。

報第8号

令和4年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度香芝市下水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月5日報告

香芝市長 福岡憲宏

令和4年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金	損益勘定 留保資金			
1.	1.	未普及対策下水道事業	円 259,600,000	円 0	円 259,600,000	円 123,390,000	円 136,200,000	円 0	円 10,000	円 0	円 0	工法変更により不測の日数を要したため。

報第9号

権利の放棄の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、権利の放棄について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

## 専 決 処 分 書

香芝市債権管理規則（平成19年規則第21号）及び香芝市上下水道事業債権管理規程（平成19年水道事業管理規程第8号）の規定に基づき、権利を放棄したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

香芝市長 福 岡 憲 宏

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 1 権 利 の 内 容 | 香芝市債権管理規則第2条第3号及び第4号に規定する債権 |
| 2 債務者及び金額   | 別紙のとおり                      |
| 3 放 棄 の 理 由 | 不納欠損処理を行うため                 |
| 4 放 棄 の 日   | 令和5年3月31日                   |

議第27号

香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例を制定することについて

香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲宏

## 香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第1号の規定に基づく行政財産である土地（以下「行政財産土地」という。）の貸付けに関して、基本的な事項を定めることにより、地域社会のニーズに対応した行政財産の利用の促進を図ることを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、行政財産土地の貸付けに係る適否の決定に当たっては、当該行政財産土地の用途又は目的を妨げない限度において、市民のための有効活用を第一義とし、具体的事例に即して総合的に判断しなければならない。

### (貸付けを受ける者の責務)

第3条 行政財産土地の貸付けを受ける者は、当該行政財産土地を利用して実施する事業に関し、市民の優先的な利用に努め、かつ、将来の公用又は公共用の必要に応じられるようにしなければならない。

### (用途の指定)

第4条 行政財産土地を貸し付けるときは、あらかじめその用途を具体的に指定するものとする。

### (その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第28号

香芝市税条例の一部を改正することについて

香芝市税条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

## 香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2

の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号ニ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第13条の2第4項及び第14条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号ニの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の香芝市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第13条の2第4項及び第14条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第14条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき香芝市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号ニ及び附則第14条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第29号

香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を  
改正することについて

香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成6年条例第9号）の  
一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

西真美地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された令和5年4月10日香芝市告示第67号に定める大和都市計画西真美地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

西真美地区整備計画区域	全区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>3 共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>4 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものに限る。)</li> <li>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>6 学校、図書館その他これらに類するもの</li> <li>7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>8 ホテル又は旅館</li> </ol>			500平方メートル	中和幹線に面する部分については、道路境界線から1.5メートル以上の距離があること。その他の道路に面する部分については、道路境界線から1メートル以上の距離があること。		
-------------	-----	---	--	--	-----------	--	--	--

	<p>9 自動車教習所</p> <p>10 集会場</p> <p>11 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類する もの</p> <p>12 カラオケボック スその他これに類す るもの</p> <p>13 畜舎。ただし、 ペットショップは除 く。</p> <p>14 風俗営業等の規 制及び業務の適正化 等に関する法律第2 条第5項に規定する 性風俗関連特殊営業 の用に供するもの</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第30号

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第31号

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

## 議第32号

### 香芝市庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について

香芝市庁舎空調設備更新工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 香芝市庁舎空調設備更新工事                               |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                 |
| 3 契約金額   | 金192,203,088円                               |
| 4 契約の相手方 | 大和高田市栄町2番2号<br>クウケン株式会社 奈良営業所<br>営業所長 小田 淳一 |

## 議第33号

### 真美ヶ丘保育所長寿命化改修工事請負契約の締結について

真美ヶ丘保育所長寿命化改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 真美ヶ丘保育所長寿命化改修工事                          |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約                              |
| 3 契約金額   | 金353,751,684円                            |
| 4 契約の相手方 | 大和郡山市筒井町51番地3<br>藤本建設株式会社<br>代表取締役 藤本 正義 |

## 議第34号

### 財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の名称  | 香芝市役所庁舎電話交換機等設備                                 |
| 2 財産の数量  | 一式  |
| 3 取得の目的  | 香芝市役所庁舎電話交換機等設備を更新するものである。                      |
| 4 取得の方法  | 一般競争入札  |
| 5 取得価格   | 金6,047,800円                                     |
| 6 契約の相手方 | 大阪府中央区北久宝寺町一丁目9番1号<br>三和通信工業株式会社<br>代表取締役 岸村 智志 |

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

1 事件名

診療報酬不正請求返還金等請求事件

2 訴えの相手方

大阪市都島区都島南通二丁目8番9号

医療法人桜希会（旧名称 医療法人気象会）

理事長 石田 勲

3 訴えの趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条第3項に基づく不正利得返還金及び加算金の請求を求める。

4 訴えの原因

相手方は、平成19年11月から平成21年8月にかけて、保険医療機関であった東朋香芝病院（その後指定取消し）において、国民健康保険法に基づく療養の給付に関する費用等を請求するに当たり、施設基準に係る虚偽の届出をすること等により、本来得られなかったはずの診療報酬を本市から不正に受給した。市は、同法第65条第3項に基づき当該不正利得の返還金として6,835,261円及び同項に基づく当該返還金の40パーセントに

相当する加算金として2,734,104円を請求する納入通知書を送付したものの何らの対応もしないため、債権管理として法的手続が必要と判断した。

## 5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。
- (2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。
- (3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

## 6 管轄裁判所

大阪地方裁判所

## 議第36号

### 計画の策定について

香芝市みどりの基本計画を別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和3年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

香芝市長 福岡憲宏



